

台東区の色彩基準について解説します

一般的に色彩は、「赤」や「青」などの色名で表現されますが、色の解釈には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に伝えることができません。そのため、台東区景観条例ではJISにも採用されている「マンセル値」を用い、建築物及び工作物の外壁の色に関し、使える色の範囲を示す色彩基準表があります。

色彩基準表(抜粋)	基本色 (外壁各面の80%以上)			強調色 (外壁各面の20%以下)		屋根色 (勾配屋根)		
	色相	明度	彩度	色相	彩度	色相	明度	彩度
区内全域	0R～ 4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	0R～ 4.9YR	4以下	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合計算をする	* 景観形成特別地区(旧岩崎邸庭園)、景観基本軸(隅田川)、景観基本軸(神田川)は上記と違う色彩基準表が適用されます。	
ただし、下記3つの区域 は除く	5.0YR～ 5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下	5.0YR～ 5.0Y	6以下			
・景観形成特別地区 (旧岩崎邸庭園) ・景観基本軸(隅田川) ・景観基本軸(神田川)	その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下	その他	2以下			
	N(無彩色)	N5以上N8.5以下						

基本色:外壁各面の80%以上は、基本色の基準に適合した色彩とします。

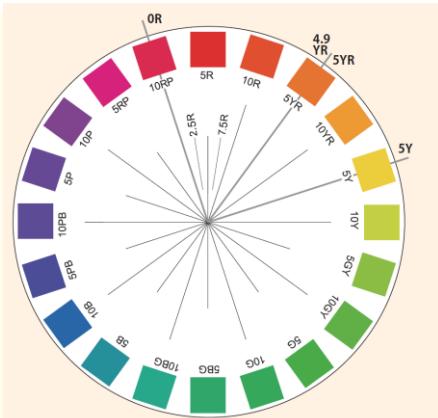
強調色:外壁に表情をつける場合などは、外壁各面の20%以下について、強調色の基準に適合した色彩を用いることができます。

アクセント色:外観にアクセントをつける場合は、外壁各面の5%以下に限って、色彩基準表外のアクセント色を用いることができます。強調色とアクセント色の総量は、外壁各面の20%以内とします。

屋根色:勾配屋根の色彩は、屋根色の基準に適合した色彩を用います（陸屋根の屋根面には適用されません）。

[マンヤル値の見方]

マンセル値は、ひとつの色彩を「色相」、「明度」、「彩度」という3つの尺度の組み合わせによって表現しています。色彩基準表と照らし、2.5YR3/4とN4が基本色・強調色・アクセント色などの色に該当するか見てみましょう。



2.5YR 3/4 *読み方は「ニイテンゴ ワイアール サンのヨン」

色相 明度 彩度

色相 表中の OR ~ 4.9YR に該当

明度 4以上8.5未満、8.5以上どちらも該当しない⇒基本色ではない

彩度 4以下に該当⇒強調色

N 4 *読み方は「エヌヨン」

無彩色 明度

色相 表中の N(無彩色)は

明度 N5以上N8.5以下に該当しない⇒基本色ではない⇒

強調色(無彩色は基本色に入らない色は全て強調色になります)